

- ◆開催日 平成28年1月18日（月）
- ◆時間 午後1時30分開会、午後3時30分閉会
- ◆場所 生涯学習まちづくりセンター 現地視察 莊巖寺
- ◆出席委員 佐野允彦、瀧原 務、足立裕司、岸本一郎、芝本 満、埴岡真弓（敬称略）
- ◆事務局 教育長 笹倉邦好、教育部長 森脇達也、
生活文化総合センター館長 岡村 稔、菅澤敏弘

1 開 会

委員全員の出席により会議成立

2 辞令交付

教育長から各委員に委嘱状を交付

3 自己紹介

4 教育長あいさつ

5 会長、副会長選出

会長に佐野允彦委員、副会長に瀧原務委員を選出

6 会長あいさつ

7 協議報告事項

(1) 平成27年度文化財保護事業及び資料館事業進捗状況について

○事務局

資料「平成27年度 文化財関係事業進捗状況（文化財保護事業）」について説明

○委員

前坂の大歳神社窯跡の毀損について。今後どうするのか。保存するのか。

○事務局

現状はブルーシートで保護しており、今後の対応を兵庫県教育委員会と協議中である。これ以上掘削を行うのであれば発掘調査等の対応が必要になるが、現地保存が基本となる。所有者からは、これ以上の工事掘削は考えてないと聞いている。最終的には協議結果による、掘削しない以上、基本的に発掘調査の必要なく、現地保存と考える。

○委員

窯体と別にある灰原についてはどうなのか。

○事務局

こちらも現在、協議中であるが、以前か一部が露出していたと考えられる。ただし、今の状態で雨に当たり続けると、崩れ落ちる恐れがある。

○委員

見つかった窯体は、位置や方向が想定できるが、灰原では、分布などが分からない。

○事務局

窯体と石垣脇の灰原は別で、2時期の別の窯が並んで残っていると考えられる。

○委員

このまま放置はできない。豪雨で崩れてしまうこともあるので、法面全体に何らかの保存措置をする必要がある。つまり、灰原と窯体、窯をどういう形で可視化するのか。これで残るという確証は無いが、土を盛って塞げば、一応、何となく責任を果たしたという状態にはできるが、それで本当にいいのか。

○事務局

遺存部分の保存が第一である。市に決定権はいが、協議していく。

○委員

前坂地区では包蔵地であることを知らなかったのか。

○事務局

知らなかったと聞いている。

○委員

ここに遺跡があるということを区長や地域住民に知らせていないのか。

○委員

ごく一部を除けば、地区住民のほとんどが知らなかったというのが実状である。西脇市との合併以前に黒田庄町の埋蔵文化財包蔵地の地図を作成し、教育委員会や各区長には配布していたが、一般住民にまでは、周知されていない。地区としても住民に理解してもらおう折角の機会なので、今後のことを含めて説明会や学習会を開催し、看板の設置も検討している旨を区長から聞いている。

○委員

埋蔵文化財包蔵地の地図を配布して、それが検証できるシステムを作らなければ、個人の家の建替えなどで、今後も同じような問題が起こる。防止する方法は無いものか。

○事務局

個人宅の建替えの場合は、法的な届出等の規制があり、市に照会があるので、そこで「周知の埋蔵文化財包蔵地で遺跡に含まれる」という回答をしている。今回は、私有地の進入路のため事前の届出は不要と思ったとのこと。今後は、もっと周知できるように取り組みを考える。

○委員

私有地の工事の場合は分かりにくいので、今回のようなことを繰り返さないためには、周知徹底しかない。

○委員

土木工事をする場合は、埋蔵文化財の確認が義務付けられているが、なかなか周知、理解されていない。また、遺跡が出てくると面倒くさいと、というような認識もあり、発見されても言わないということもある。私有地の場合、「誰が勝手に自分の土地を遺跡に指定したのか」と怒って、なかなか理解してもらえないのが現状である。

○委員

私有地の場合、所有者には遺跡があることを最低限、知らせておくべきと思うが。

○会長

埋蔵文化財の包蔵地の周知徹底というのは、西脇市のみならず、どこの市町村でも抱えている問題で、各市町村で包蔵地の地図は作っているが、一般市民に周知徹底されるまでには至っていないのが現状である。それをどうやって徹底していくかは、行政が努力して、日常的に住民への理解の喚起を継続していくしかない。

前坂の大歳神社の窯跡の今後の保存については、県教育委員会とも相談し、適切な措置を進めていくようお願いする。

○委員

「西脇市歴史遺産活用活性化実行委員会」というは聞いた覚えのない組織だが、いつできたのか。

○事務局

西脇市歴史遺産活用活性化実行委員会は、文化遺産を活かした地域活性化事業という文化庁の助成事業があり、今まで西脇市では事業に取り組んでこなかったが、平成28年度から事業申請することになった。申請要件には実行委員会の設置があるため、急きょ、立ち上げたものである。本来は、文化財保護審議会で説明をすべきところであるが、募集締め切りまでの期間が短かったため、事後報告となってしまった。

○事務局

資料「平成27年度 文化財関係事業進捗状況（郷土資料館事業）」について説明

○委員

収蔵資料のカード作成事業について、これはペーパーでの作成か。

○事務局

ペーパーも作るが、基本は写真撮影である。収蔵資料が多数あるのでデジカメで撮影し、資料管理するためのカードを作る。番号を付け、大きさを書いて写真を貼り、紙媒体のカードでも、またパソコンでも見られるようにしている。

○委員

西脇市郷土資料館の民具資料は2～3万点あり、兵庫県でもトップの収蔵状況である。これを活用しない手はないので、データベース化して公開し、広く利用できるような形にしてもらいたい。

○事務局

まずは写真撮影からであるが、将来的には公開できるようなデータベースの作成に向けた取り組みを考えている。

(2) 荘厳寺本堂他1棟の市指定文化財について

○事務局

荘厳寺本堂及び三社八幡宮について説明

○委員

基本的な事だが、宗教建築は文化財指定をしていないと市の予算を支出できない。指定文化財の場合は、お寺という宗教施設であっても、あくまで文化財として価値のある

物件だから税金で補助するのであって、特定の宗教施設に対して公的援助をするのではない、という区別をはっきりと整理しておかなければ、政教分離の原則に反することになり、間違いを犯すことになる。

もう一つは、これまでの指定物件の説明書きについて、兵庫県の場合、古いものについては評価書が残っていないことが多いが、今回の荘厳寺の議題について、市指定の文化財にするかどうかという場合には、過去の指定物件の評価書とある程度合わせていく必要がある。どういうスケジュールで指定するのか、今日に決めてしまうのかどうかということになると、少し心配が残る。つまり、過去の荘厳寺の県指定の書式や今までの市指定の書式といったものを見ておかないと、西脇市の場合、どういう書式で指定するのかが分からない。

○事務局

今日に決めるのではなく、この後の現地視察で審議会からの意見をもらい、それを踏まえた上で答申案を作り、次回の審議会でもう一度議論をする、というスケジュールを事務局としては考えている。

○委員

審議会に対して「この物件を市指定にしますか」という諮問書があり、それに基づいて審議会で審議をして、市指定として適当か否かという答申を教育委員会に返すという手続きをする。その諮問書を出す場合には、教育委員会にかける必要があるので、工事の報告書といったものが必要になってくる。

○委員

今日の案件は、将来的に市の指定文化財にしたいという意向のもとで、打診の段階だと受け止めていた。それで、次回の審議会です正式な諮問ということになるのか、今後の段取りを説明して欲しい。

○事務局

諮問書については、準備不足であった。できれば今回、審議会の意見をもらって指定に値するかどうかを検討し、その上で次回、諮問書を提出するように考えている。

○委員

この建物を今日の午前中に見て、大変立派なので残していくべき建物だということは理解できたが、手続きとして、どうしていくかということは、工事前に文化財指定するのか、工事後に指定するのかで決定的に違ってくる。西脇市としては、市指定文化財に指定されたものは、更に県指定を目指すということを考えていると思うが、文化財指定については修理工事の予算的な問題が起こる。市は修理を前提とした指定はしないはずである。修理のための文化財指定ということをしてしまうと、所有者が維持管理のメンテナンスをせずに壊れかけまで放置した末に「何とかして欲しい」と駆け込み、行政の側も「やらなければ仕方がない」という流れで文化財指定するという事態が起こってしまう。その辺りについて、どう、スケジュールを考えているか。

○事務局

修理を完了してからの指定となる。今回の荘厳寺本堂と三社八幡宮については、文化財として未指定の建物であるが、指定を受けて後世に残していきたいという所有者の強い意向で、所有者側で自発的に指定文化財に準じた修理を既に完了している。保存修理

報告書は未刊行であるが、市としても、所有者の意向は尊重したいと考えている。

○委員

莊嚴寺本堂の修理は、いつ完了したのか。

○事務局

平成25～26年度で修理は完了している。

○委員

本堂については指定すればよいと思う。三社八幡宮については少し理解ができていない部分がある。指定書の中に、遺構としてよく残っていることをどう表現するのか微妙で、過去の県や市の指定書を見ておく必要がある。「建設年代は古い」というのと「どこが古いのか」というのは、少し違う。建築形式については色々と書いてあるが、「何が古くて、何が古くないか」を書く必要があるので、その点の確認をお願いする。委員全員が指定書をきちんと理解した上で、現地を見る必要がある。

建造物に限らず、仏像や他の色々なものを指定するとき、西脇市ではどのように手続きを進めるのか。

○委員

事務局から「〇〇について、〇〇の点が重要であるから市指定文化財にふさわしい」というような調査報告書を付けた諮問書が出てくる。委員全員で現地視察をしたうえで委員からの質問に対して、次回の審議会事務局が回答を用意し、それを受けて審議会で協議をして答申を出すという手続きになる。

○会長

では、手続き上の問題として、今日の時点で現地視察をするのは、段階的にまだ早いということか。

○委員

三社八幡宮については、出生証明証に当たるような棟札があるのでよいが、本堂については、建設年代の推定をきちんと書く必要があると思う。本堂と三社八幡宮の2つを指定することに異議はないが、手続き論としてはかなり抜けているところがあると感じる。今日の事務局の資料では、「どの点が評価できるから市の指定文化財にふさわしい」という説明が読み取れない。指定用のフォーマットになっていないので、それを作った上で次回に検討して、現地を見て確認し、指定へ向かえばいいのではないかと思う。

○会長

今日の時点では、事務局側の説明不足、資料不足の感がある。次回の審議会には今日の不足分の資料を用意して、きちんと説明できるように準備を進めること。

それでは、この後、せっかくの機会なので、勉強会という形で現地に視察に行くこととする。

8 その他

9 現地視察（莊嚴寺）

10 閉会